

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	富士市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 10の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市保健部健康政策課 〒416-8558 富士市本市場432番地の1 電話番号0545-64-9023

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[10万人以上30万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点
2. 取扱者数	

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

- [基礎項目評価書及び重点項目評価書]
- <選択肢>
1) 基礎項目評価書
2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	-----------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	----------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	健康対策課長 船村 安英	健康対策課長 稲葉 清美	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	部署	保健部健康対策課	保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	所属長	健康対策課長 稲葉 清美	健康政策課長 渡辺 弘子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	請求先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成30年4月1日	連絡先	富士市保健部健康対策課	富士市保健部健康政策課	事後	組織改正による部署名の変更
平成31年2月8日	IVリスク対策		追加	事後	
平成31年2月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康政策課長 渡辺 弘子	健康政策課長	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく定期予防接種、及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・接種対象者の確認と通知 ・接種の記録とその管理 ・事故報告と健康被害の救済措置 ・未接種者への勧奨通知	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務	事後	字句の整理による変更 番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 17,18,19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2 16の2,17,18,19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年12月25日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 2)十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 2)十分である	事後	番号法及び別表第二省令の改正による変更
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく定期予防接種及び富士市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。 業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行う。 特定個人情報は次の事務に利用する。 ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・予防接種の実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年7月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 10の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 10の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に伴う変更
令和3年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第15号 番号法第19条第5号	番号法第19条第16号 番号法第19条第6号	事後	番号法改正による変更
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更